

建設リサイクル推進に係る方策

(とりまとめ案)

【パブコメ版】

平成 26 年 月

社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会

交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会

はじめに

1 これまでの施策経緯

- (1) 平成12年以前（循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法制定前）
- (2) 平成12年～平成20年以前（循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法制定後～建設リサイクル推進計画2008策定前）
- (3) 平成20年～平成26年（建設リサイクル推進計画2008策定後～現在）

2 中期的に目指すべき方向性

(1) 当面の主要課題

- ①将来的な建設副産物の発生増への対応
- ②地域ごとに異なる建設リサイクルに係る課題
- ③循環型社会の形成に向けた建設リサイクル分野としての貢献

(2) 目標設定のあり方

3 当面の主要課題に対して新たに取り組むべき重点方策

I. 建設副産物の品目毎の主要課題

II. 新たに取り組むべき重点方策

- (1) 建設副産物物流のモニタリング強化
- (2) 地域固有の課題解決の促進
- (3) 他の環境政策との統合的展開への理解促進
- (4) 工事前段階における発生抑制の検討促進
- (5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進
- (6) 建設工事における再生資材の利用促進
- (7) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化

4 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき方策

- (1) 情報管理と物流管理
- (2) 関係者の連携強化
- (3) 理解と参画の推進
- (4) 建設リサイクル市場の育成
- (5) 技術開発等の推進
- (6) 発生抑制
- (7) 現場分別
- (8) 再資源化・縮減
- (9) 適正処理
- (10) 再使用・再生資材の利用

おわりに

(参考) 品目別の主な方策について

- アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊
- 建設発生木材
- 建設汚泥
- 建設混合廃棄物
- 建設発生土

はじめに

天然資源が極めて少ない我が国が持続可能な発展を続けていくためには、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が有効に利用・適正処分される「循環型社会」を構築していくことが引き続き必要である。

中でも建設産業は、排出量、最終処分量ともに産業廃棄物全体の約2割を占めており、循環型社会を構築していく上で先導的な役割が求められている。このような中、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法）」、「建設リサイクル推進計画2008」の策定等、建設リサイクルを推進するための各種施策がこれまで講じられてきたところである。

平成24年度建設副産物実態調査の結果を見ると、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は96%まで向上しており、建設リサイクルの推進に関する各種施策による成果が着実に得られているものと評価できる。また、様々な分野においてリサイクル施策が推進されているが、建設リサイクルはその中でもトップレベルに到達しているものといえる。しかしながら、一部の品目では依然として再資源化・縮減率が十分向上したとは言いがたい。また、建設廃棄物全体の最終処分量は一貫して削減されているものの、排出量自体は前回調査に比べて増加傾向に転じており、循環型社会を実現する上で最優先とされる「発生抑制」の取り組みは十分とは言いがたい状況にある。建設廃棄物の不法投棄についても減少傾向にあるものの、産業廃棄物全体の約7～8割を占めている。加えて、今後の社会資本整備においては、社会資本の老朽化に伴う維持管理・更新型工事への移行など、従来とは異なった建設リサイクルの展開も想定される。

このような状況を踏まえ、社会資本整備審議会環境部会と交通政策審議会交通体系分科会環境部会の各々に設置された「建設リサイクル推進施策検討小委員会」では、合同会議を平成26年4月より再開し国や行

政のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するための方策について審議し、その結果を本「建設リサイクル推進に係る方策」としてとりまとめた。国土交通省においては、適切にフォローアップしつつ、本方策の具体化を図り、引き続き建設リサイクルの推進を牽引することを期待する。

1 これまでの施策経緯

(1) 平成12年以前（循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法制定前）

当時より産業全体の資源利用量、排出量に対して建設産業の占める割合は高かったが、建設副産物の有効利用は必ずしも十分に図られていなかった。その上、最終処分場等の新規立地は困難な状況にあり、最終処分場の残余容量は逼迫していた。このような状況を受け、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年制定、平成12年に「資源の有効な利用の促進に関する法律」へ改正）の趣旨を踏まえ、建設副産物のうち排出量・最終処分量で大きな割合を占めていたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生土を重点対象品目とし、国はこれらの発生主体及び利用主体である公共工事を主な対象としてリサイクル原則化ルール等の規制的手法を中心とした施策を推進してきた。この結果、国土交通省が実施している建設副産物実態調査によると、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は平成7年度の58%から平成12年度には85%と大幅に向上した。

(2) 平成12年～平成20年以前（循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法制定後～建設リサイクル推進計画2008策定前）

循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成12年に循環型社会形成推進基本法が公布され、循環型社会の形成のための基本原則として3R、熱回収、適正処理の優先順位が明確にされた。また、建設副産物対策関連としては、同年建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が公布され、平成14年の完全施行によりコンクリート、木材、アスファルト・コンクリートを対象とする特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化が義務づけられた。

建設リサイクル法の施行によって、公共工事以外の民間工事でも特

定建設資材廃棄物についてのリサイクルが促進され、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は平成17年度には92%、平成20年度には94%とさらに向上した。

(3) 平成20年～平成26年（建設リサイクル推進計画2008年策定後～現在）

「建設リサイクル推進計画2008」では、計画の基本的考え方として、「①関係者の意識の向上と連携強化」、「②持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開」、「③民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進」の3つを柱に据え、様々な角度から各種施策展開を図っており、その結果、平成24年度の建設廃棄物の再資源化・縮減率は96%と着実に向上した。

しかし、建設副産物のリサイクルが着実に成果を挙げている一方で、3Rの第一に掲げられる発生抑制については、平成24年度の建設廃棄物の排出量が平成20年度より13.9%増加していることを踏まえると、最終処分量は削減が図られているとはいえ、その取り組みは十分とは言い難い。

また、不法投棄に関しては、環境省が公表している「産業廃棄物の不法投棄等の状況」によると、全体としてかなり減少してきており、適正処理の徹底が図られてきているものと評価できるが、依然として新たに判明した不法投棄量・不適正処理量の約75%（平成24年度）を建設系廃棄物が占めていることから、引き続き適正処理の推進が求められる。

さらに、今後、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック関連工事の本格化や社会資本の維持管理・更新時代の到来により、建設副産物の発生量増加が想定され、建設副産物由来の再生資材の更なる活用促進を図っていく必要がある。

2 中期的に目指すべき方向性

(1) 当面の主要課題

①将来的な建設副産物の発生増への対応

我が国では、昭和30年代から40年代にかけて高度成長期を経験し、その期間に大量の社会資本や住宅・建築物が建設された。今後、建設後50年以上経過する社会資本や住宅・建築物の割合が急増することが見込まれ、これらの更新・解体工事の増加に伴う建設廃棄物の発生量の増加が想定されるため、再生資材についてより一層の活用を図る対策が必要である。また、大規模トンネル工事に伴い大量発生が見込まれる建設発生土についてもその有効活用の促進が必要である。

また、これまでの建設リサイクル推進に関する各種施策等により、建設廃棄物の最終処分量が大幅に削減するなど、建設リサイクルについては相当レベルの成果が上がっている。このため、今後は、現在の建設リサイクル水準を維持するため、よりピンポイントな課題に対する施策の重点実施を図るべきである。

さらに、社会資本の老朽化に伴う維持管理・更新型工事の増大、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた関連工事といったこれまでとは異なる社会資本整備が展開されることから、新たな建設リサイクルの対応も求められることとなる。

一方、東日本大震災では、大量に発生した災害廃棄物の処理が課題となった。災害廃棄物は一般廃棄物として扱われるなど、建設廃棄物とはその取扱いが異なるものの、一部品目については性状等が近いことから、将来的な大規模災害の発生に備え、災害廃棄物を円滑に建設資材としても活用できる体制を構築しておくことが有効である。

②地域ごとに異なる建設リサイクルに係る課題

これまでの建設リサイクル推進対策は、再資源化率などの向上といった国全体で取り組むべきものが主体であり、その結果として相当レ

ベルの成果が上がっている。しかし、近年、大都市圏における再生クラッシュランの滞留懸念など、地域ごとに異なる建設リサイクルの課題も顕在化しつつあり、こういった状況を踏まえ、地域ごとに生じている課題を、関係機関で把握・設定し、地方ブロック毎に対処し、その結果を同様の課題を抱える他地域や全国にも展開していくことが今後、益々必要になってくる。

③循環型社会の形成に向けた建設リサイクル分野としての貢献

政府における環境政策全体に関する動きとして、「第4次環境基本計画」（平成24年4月27日閣議決定）及び「第3次循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月31日閣議決定）が策定され、今後の環境政策における基本的な考え方や方向性が示されている。特に「第4次環境基本計画」では「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」における中長期的な目標として、

- 1) 廃棄物等について、①発生の抑制、②適正な循環利用の促進、③循環利用が行われない場合の適正な処分が確保されることで、天然資源消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指す。
- 2) 今後、世界全体で化石系資源や有用金属の資源制約が強まることが予想されることに加え、安全・安心が確保された循環の流れを構築することがより重要となっていることを踏まえ、これまでの取組で進展した循環の量に着目した循環型社会の構築のみならず、資源確保や安全・安心の確保等の循環の質に着目した取組を進め、資源を大事に使う持続可能な循環型社会の構築を目指す。
- 3) 循環型社会の形成のみならず、地域コミュニティの再生や地域経済の活性化にもつなげるため、地域の実情に根ざし、地域で自発的に行われる循環型社会の形成を目指す。

などが掲げられた。

また、「第3次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の形成に向けた取組の中長期的な方向性として、平成42年頃までに次のような循環型社会の形成を目指すとしている。

- 1) 自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会
- 2) 3R型ライフスタイルと地域循環圏の構築
- 3) 資源効率性の高い社会経済システムの構築
- 4) 安全・安心の実現
- 5) 国際的取組

このうち、2)に位置付けられている「地域循環圏の構築」は、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていく「地域循環圏」を重層的に形成させていく方向性が示されている。

また、建設副産物は、その重量や容積が大きいいため、必ずしも広域的なりサイクル推進が適切とは言えない循環資源であるが、今後は地域内での需給バランスにも配慮しつつ、地域毎・品目毎に適切ななりサイクルを推進することも必要となってくる。

さらに、国土交通省が平成26年3月に策定した「国土交通省環境行動計画」においては、今後推進すべき環境政策の「4分野」「7つの柱」の1つの柱として、「循環型社会の形成に向けた取組の推進」が位置づけられている。

これらの考え方については、新たな建設リサイクル施策の中長期的方向性を定める上での基本としつつ、建設リサイクル推進計画2008で示された「関係者の意識の向上と連携強化」、「持続可能な社会を実現するための他の環境施策との統合的展開」、「民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進」の観点の施策を引き続き推進していくべきである。

(2) 目標設定のあり方

国土交通省の「平成24年度建設副産物実態調査」結果によると、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は96.0%と高い水準にあることから、今後は更なる建設リサイクルの推進にあたっては、費用を過大にかけるのではなく、費用対効果にも配慮しながら取り組むべきである。

個別品目毎に見ていくと、アスファルト・コンクリート塊の再資源化率は99.5%、コンクリート塊の再資源化率は99.3%と、十分に高い水準にある。

一方で、建設混合廃棄物の排出量は、平成24年度目標値の平成17年度比30%削減に対して、実績値5%削減となっており、その推進が十分だったとは言い難い。

また、建設発生木材については、平成24年度実績値が再資源化率89.2%、焼却等による縮減を含めた再資源化・縮減率は94.4%まで向上したものの、わずかではあるが目標を達成できていなかった。

今後は、高い水準の再資源化率等を達成している品目が今後ともその維持が図られているかのチェック強化が必要である。

さらに、建設混合廃棄物や建設発生木材といった目標未達成品目ならびに他よりも目標設定が低かった、建設汚泥や建設発生土について更なる向上を推進していくことが必要である。

また、「循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会を形成していくため、物質フロー（ものの流れ）の3つの断面である「入口」、「循環」、「出口」のそれぞれにおいて、「資源生産性」、「循環利用率」、「最終処分量」といった指標を定めて進捗管理を行っている。すなわち、「入口」においては「ものを有効に利用する」こと、「循環」においては「循環利用量の占める割合を増加させる」こと、「出口」においては「最終処分量を減らす」こと、を目指すこととしてい

る。

一方、「建設リサイクル推進計画2008」においては、建設発生土では「循環利用率」に相当する指標による進捗管理を行っているものの、建設廃棄物では再資源化率、再資源化・縮減率により進捗管理を行っており、循環利用までを含めた概念の目標設定とはなっていない。建設廃棄物由来の再生資材の利用動向としては近年、大都市圏では再生クラッシュランの滞留懸念も指摘されている。このため、建設工事における建設副産物由来の再生資材の利用状況に関する指標を新たに導入すべきである。

また、従来指標のうち、建設混合廃棄物については、現場分別の徹底により、その発生抑制を図ることが効果的であるが、排出量という絶対値指標による進捗管理を行っており、社会情勢の変化に伴う建設工事量そのものの増減に大きく影響を受けてしまう指標となっていることから、建設混合廃棄物の現場分別の徹底が促進され、かつ工事量変動の影響を受けない指標へ切り換えるべきである。

以上を踏まえ、リサイクル品目毎の目標設定の方向性として、3、4で後述する方策を着実に実行しつつ、以下の方向性で目標設定を行うべきである。

○アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊とも平成24年度目標値98%以上に対して、両品目とも実績値99%以上と、相当レベルの目標達成状況であることから、現指標の再資源化率が低下しないように維持すべきである。

【再資源化率 次期目標値 98～99%以上】

○建設発生木材

再資源化率は平成24年度目標値77%に対して、実績値89.2%と目標達成しているものの、再資源化・縮減率は平成24年度目標値95%以上に対して、実績値94.4%とわずかに目標達成できな

かったことから、これまでの目標値を引き続き目指すべきである。

【再資源化・縮減率 次期目標値：95%以上】

○建設汚泥

再資源化・縮減率は平成24年度目標値82%に対して、実績値85.0%と目標達成しているものの、他の品目に比べて再資源化・縮減率が低いことから、もう一段高い数値目標を設定していくべきである。

【再資源化・縮減率 次期目標値85～90%】

○建設混合廃棄物

指標を排出量から建設混合廃棄物排出率(全建設廃棄物排出量中の建設混合廃棄物排出量の割合)に改めるとともに、建設工事における現場分別の徹底により、建設混合廃棄物としての排出が抑制されるよう、その割合を低下させる方向で目標設定すべきである。また、あわせて再資源化・縮減率についても目標設定すべきである。

【建設混合廃棄物排出率 次期目標値3.5～4.0%以下】

(参考) 建設混合廃棄物排出率の実績値・・・平成17年度3.8%、平成20年度4.2%、平成24年度3.9%

【再資源化・縮減率 次期目標値 60%以上】

(参考) 再資源化・縮減率の実績値・・・平成17年度27.7%、平成20年度39.3%、平成24年度58.2%

○建設廃棄物全体

再資源化・縮減率は平成24年度目標値94%に対して、実績値96.0%と相当レベルの目標達成状況であることから、再資源化率・縮減率が低下しないように維持すべきである。

【再資源化・縮減率 次期目標値96%以上】

○建設発生土

利用土砂の有効利用率は平成24年度目標値87%に対して、実績値88.3%と目標達成しているものの、他の品目に比べて有効利用

率が低いことから、もう一段高い目標値を設定していくべきである。

【利用土砂の有効利用率 次期目標値 90%以上】

3 当面の主要課題に対して新たに取り組むべき重点方策

I. 建設副産物の品目毎の主要課題

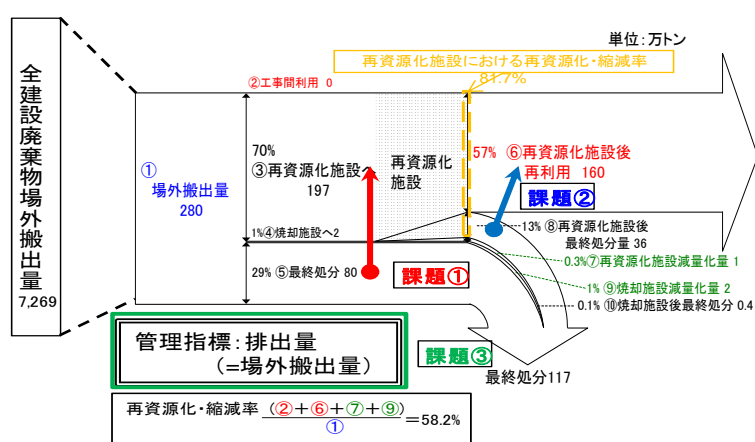
(1) 建設混合廃棄物

建設混合廃棄物のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

課題1：直接最終処分29%を再資源化施設等へ搬出

課題2：施設経由処分13%の再資源化を促進

課題3：指標が工事量に影響され、適切な評価が困難



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設混合廃棄物のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる。

要因1：直接最終処分している建設混合廃棄物の中には、土砂混じり残渣など再資源化施設で対応可能なものが含まれている。

要因2：再資源化施設より近距離に処分場があり、各々の受入費に運搬費も含めたコスト比較の結果、直接最終処分を選択されている。

要因3：他品目に比べて再生処理の技術的・人的な手間が大きい。

要因4：施設毎に再資源化・縮減率が異なる。（平成24年度建設副産物実態調査詳細データより確認）

要因5：経済動向や社会情勢等により建設工事量が変動する。

これら要因への具体的な対応としては下記が考えられる。

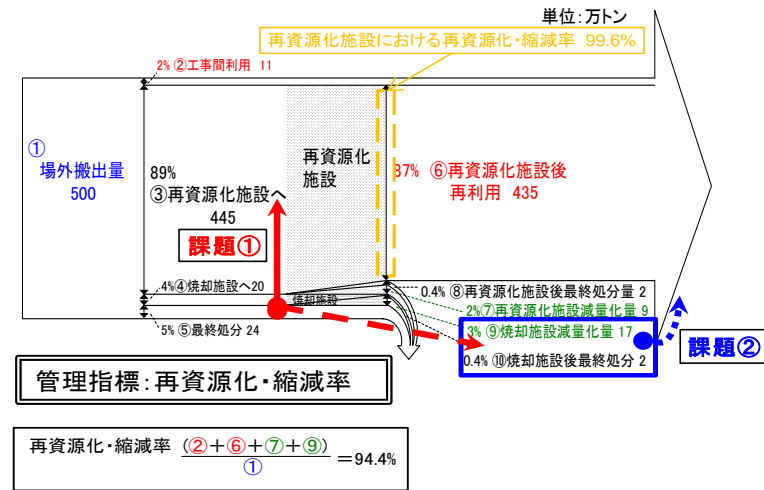
- 1) 直接最終処分品目の内訳の詳細調査を実施し、現場分別・施設搬出可能な品目を確認する。
- 2) 建設業界に対して、分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての施設搬出徹底について協力を依頼する。
- 3) 個別工事毎の混廃の搬出状況（品目、搬出先、直接最終処分の要因など）をモニタリングし、施設搬出が不十分な業者へ個別に要請する。
- 4) 関係省庁、産業廃棄物業界と連携し、混廃の再資源化・縮減率や再生製品の活用状況等が優れた施設を把握し公表を行う。
- 5) 優良施設への搬出の優先実施を工事契約図書で規定する。
- 6) 進捗管理指標を「建設混合廃棄物排出率」及び「再資源化・縮減率」に指標を変更する。

(2) 建設発生木材

建設発生木材のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

課題1：直接最終処分5%を再資源化施設等へ搬出

課題2：焼却施設での熱回収を促進



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設発生木材のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる。

要因 1：直接最終処分している建設発生木材の中には、根、土砂付着木材など再資源化施設あるいは焼却施設で対応可能なものが含まれている。

要因 2：導入コストに見合った効果が得られにくい。

要因 3：熱回収システムの導入効果への理解が十分浸透していない。

これら要因への具体的な対応としては下記が考えられる。

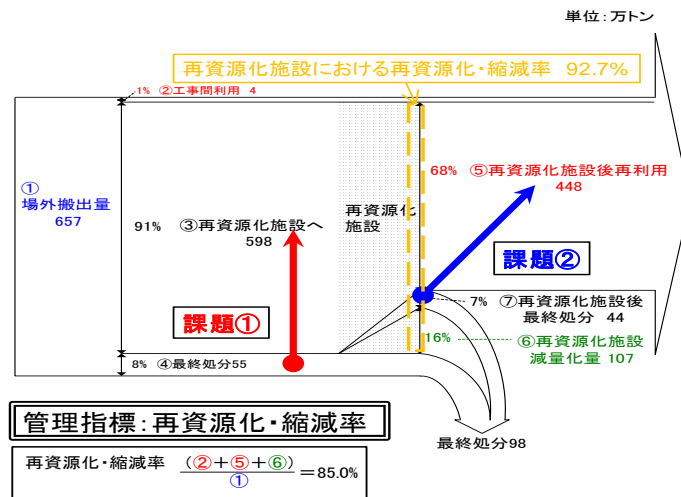
- 1) 直接最終処分排出形態の詳細調査を実施し、再資源化施設搬出可能な形態を確認する。
- 2) 建設業界に対して、再資源化施設へ搬出可能なものの搬出徹底について協力を依頼する。
- 3) 個別工事毎の木材の搬出状況（形態、搬出先、直接最終処分の要因など）をモニタリングし、施設搬出が不十分な業者へ個別に要請する。
- 4) 関係省庁と連携し、バイオマス発電などの先進的な取組事例での導入効果等に関するPR資料を作成・周知し、サーマルリサイクルを促進する。

(3) 建設汚泥

建設汚泥のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

課題1：直接最終処分8%を再資源化施設へ搬出

課題2：施設経由処分7%の再資源化を促進



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設汚泥のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる。

要因1：直接最終処分している建設汚泥の中には、1工事からの発生量が少量であるものなど再資源化施設で対応可能なものが含まれている。

要因2：再資源化施設より近距離に処分場があり、施設受入費または最終処分費に、運搬費も含めたコスト比較の結果、直接処分となる場合が地方部で見受けられる。

要因3：建設汚泥処理土に再生しても利用先がない。

要因4：施設内の再資源化・縮減率が低い施設が一部存在する（平成24年度建設副産物実態調査詳細データより確認）

これら要因への具体的な対応としては下記が考えられる。

1) 直接最終処分排出形態の詳細調査を実施し、施設搬出可能

な形態を確認する。

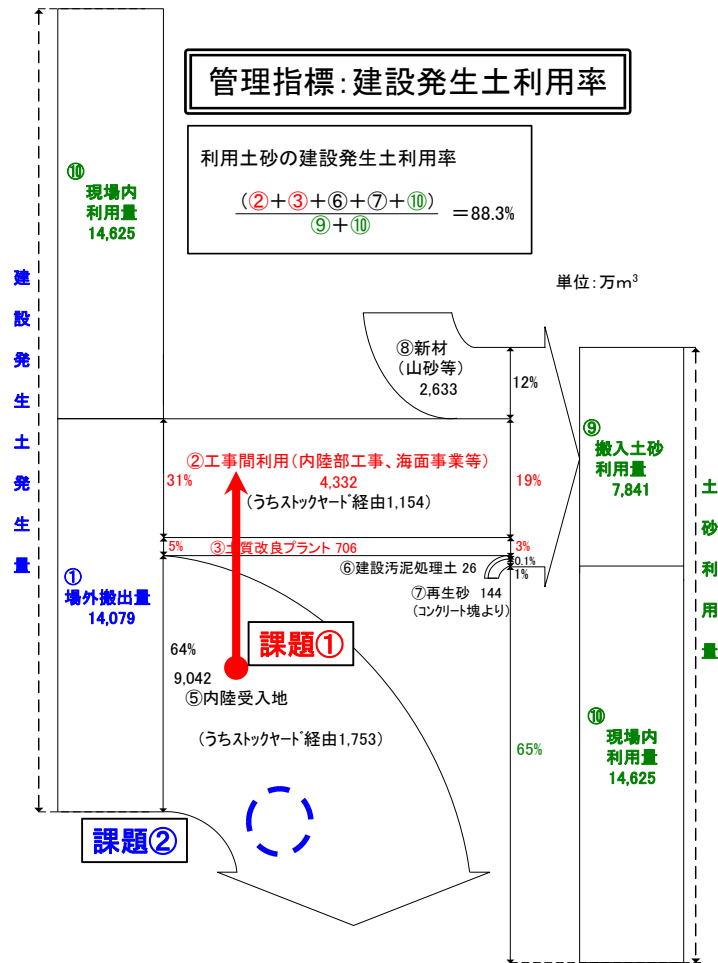
- 2) 建設業界に対して、再資源化施設へ搬出可能なものの搬出徹底について協力を依頼する。
- 3) 個別工事毎の建設汚泥の搬出状況（形態、搬出先、直接最終処分の要因など）をモニタリングし、施設搬出が不十分な業者へ個別に要請する。
- 4) 建設汚泥の現場内・工事間利用並びに汚泥再生品利用の好事例集を作成し公表を行う。
- 5) 関係省庁、産業廃棄物業界と連携し、汚泥の再資源化・縮減率や再生品活用状況等が優れた施設を把握し公表を行う。
- 6) 優良施設への搬出の優先実施を工事契約図書で規定する。

(4) 建設発生土

建設発生土のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

課題1：内陸受入地搬出64%を工事間利用に転換

課題2：民間の一時ストックヤードでの不適切な取扱いを抑止。



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

建設発生土のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる。

要因1：これまでの工事間利用調整は公共機関のみで実施しており、民間事業者との連携が不十分

要因2：発生土利用側の公共工事よりも近距離に民間のストックヤードや土捨場があり、コスト比較の結果それらへの搬出を選択

これら要因への具体的な対応としては下記が考えられる。

- 1) 民間事業者を含めた建設発生土の搬出予定・利用希望等の「建設発生土総合情報交換システム」を構築し、官民一体でのマッチングを強化する。

情報登録およびマッチングについては、工事実施者が発生場所、まだ搬出先が決まっていない土量、土質、搬出予定時期等をシステムに登録し、建設発生土の利用希望者が利用場所、利用量、土質、利用希望時期、利用方法等をシステムに登録する。あわせて、システム管理者が発生土の一時ストックヤード、土捨場等の場所、受入可能容量、土質、受入可能時期、積み方について情報登録を行う。その後、工事実施者と発生土利用希望者が、システム上で相互に情報閲覧し個別に調整する。あわせてシステム管理者がマッチング調整役を担い、搬出者と利用希望者とのマッチングを促進する。

また、システムの確立手法については、建設業界に民間開発事業も含めた情報登録を依頼し、当初は一部地域でシステム試行運用し、課題抽出の上、本格運用を行う。

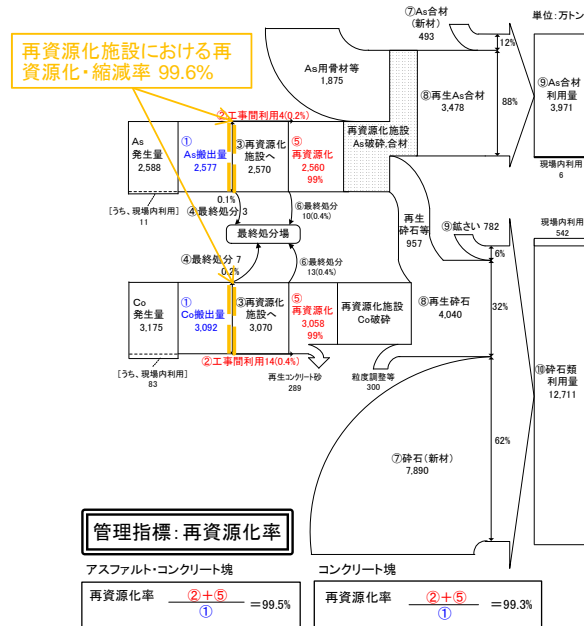
- 2) システム管理者は一時ストックヤードの受入情報を定期的にチェックし、公衆災害（土砂崩落）の懸念がある場合は、個別調査により適切な取り扱いが行われているかを確認し、不適切な事例には是正を要請する。

また、一時ストックヤードで受入後に発生土を移動させる場合は、二次受入者にその後の利用箇所・利用土量・利用方法、積み方等の情報登録を要請する。

(5) コンクリート塊

コンクリート塊のリサイクルフローは以下のとおりであり、この結果より下記の課題が見受けられる。

- 課題 1：建設工事における砕石利用量が 32% である再生クラッシュラン利用の促進



出典：平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）

コンクリート(Co)塊のリサイクルフロー

これらの課題については、下記要因があると考えられる。

要因1：再生クラッシュランは砕石（新材）よりも安価であるにもかかわらず、利用可能な箇所（路盤材、埋戻し材・裏込め材、基礎材）での利用が十分図られていない。

これら要因への具体的な対応としては下記が考えられる。

- 1) 関係省庁、産業廃棄物業界と連携し、再資源化施設における再生クラッシュランのストック状況・変動のデータ化を行う。
- 2) 再生クラッシュラン及び砕石（新材）の利用状況（用途、利用量、利用率など）をモニタリングし、従来利用が不十分な発注者や建設業者へ個別ヒアリング・利用徹底を要請する。

(6) 建設副産物のモニタリングのあり方

(1)～(5)で述べたモニタリングのあり方は下記観点が必要になるものと考えられる。

1) 品目毎の現場搬出状況等のモニタリング

ー建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥について、搬出

状況（搬出先、直接最終処分要因など）をモニタリングし、再資源化施設への搬出が不十分な業者へ個別に要請する。

2) 再生資材の利用状況・ストック状況のモニタリング

ー再生クラッシュランの利用状況をモニタリングし利用が不十分な発注者や建設業者へ利用徹底を要請する。

3) リサイクル阻害要因や再生資材利用状況の項目追加

ー建設副産物実態調査等で用いている「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」をベースに、建設工事におけるリサイクル阻害要因（直接最終処分場への搬出理由など）や再生資材利用状況（用途、利用量、利用率など）に関する項目を新たに追加し、建設副産物の物流情報をシステム上でデータ登録、収集できるよう改善する。

4) 既存届出情報に基づく情報補完

ー当初は情報登録やデータ補足率が十分上がらないことが想定されることから、これらの情報把握のため、既存法令に基づく届出等（資源有効利用促進法に基づく再生資源利用（促進）計画書（実施書）、廃棄物処理法に基づくマニフェスト情報など）を活用する。

5) 業界団体への協力要請

ー現在のCOBRIS利用率は国交省直轄工事はほぼ10割となっているものの地方公共団体は約2～3割、民間企業はごく僅かとなっていることから、特に民間工事のデータ捕捉率の拡大を目指して、地方公共団体・民間会社・建設業団体・解体工事業団体等へCOBRIS利用・情報登録について協力を要請する。

6) 定期的なデータ整理・統計化

ーデータ整理は、各年度を基本に、四半期毎・月毎の集計も可能な限り実施し、データ収集頻度を向上させる。

Ⅱ. 新たに取り組むべき重点方策

(1) 建設副産物物流のモニタリング強化

建設副産物の高い再資源化・縮減率等の継続維持と、目標未達成品目ならびに他よりも目標設定の低い品目の更なる向上を図るためには、再資源化・縮減等の状況の変化を早期に確認できるよう、従来の建設副産物実態調査に加えて建設副産物物流のモニタリング等を強化していくことが重要である。また、目標未達成品目については目標未達成とはいえ、再資源化・縮減率は一定レベルとなっていることから、更なる向上を目指すためには、再資源化・縮減が出来ずに、直接最終処分をしている要因等の詳細な調査・分析が重要である。

大都市圏では、近年、建築物等の解体量ならびにこれに伴うコンクリート塊の発生量が増加しており、再生クラッシュランの滞留懸念があることから、再資源化施設におけるストック状況の把握・データ化を図ることが必要である。

そのほか、建設発生土の不適切な取扱いが一部で発生していることから、建設発生土そのものの発生・利用状況についてもモニタリングを行っていくことが必要である。

このため、重点的な取り組みとして、次の方策を講ずべきである。

- ①国は、建設副産物の再資源化・縮減率等の状況変化を早期に確認するため、建設副産物情報交換システムの改善、データ登録の促進および再生資源利用計画書・実施書、マニフェスト届出情報を活用することにより、毎年の建設副産物物流のモニタリングを民間も含めた事業者と連携・協力して実施すべき。
- ②国は、民間も含めた事業者による個々の建設工事における建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の搬出状況や直接最終処分へ搬出している要因を把握するため、建設副産物情報交換システムを改善し、モニタリングを民間も含めた事業者と連携・協力して実施すべき。

- ③行政は、産業廃棄物業界等の関係者と連携し、一部の地域で滞留懸念がある再生クラッシュランについて、ストック状況を把握し、そのデータを基に必要に応じて利用徹底・拡大を推進すべき。

(2) 地域固有の課題解決の促進

大都市圏における再生クラッシュランの滞留懸念や大規模トンネル工事による建設発生土の発生量の増大など、地域ごとに異なる建設リサイクルの課題も顕在化しつつあることから、一定地域内において建設リサイクルの課題を十分把握した上で、その資源循環の推進等が必要である。

さらに、各地域で生じている課題について、まずは地方ブロック毎に対処していき、それを他の地域や全国にフィードバックしていくことが重要である。

このため、重点的な取り組みとして、次の方策を講ずべきである。

- ①行政は、各地域で生じている建設副産物に係る課題を解消するため、関係業界と意見交換の場を設け、各建設副産物対策地方連絡協議会を中心に地域固有の課題を抽出し、民間も含めた事業者とその解決を図るべき。

(3) 他の環境政策との統合的展開への理解促進

建設発生木材については、従来からマテリアルリサイクルを優先し、それが困難な場合はサーマルリサイクルという形で取り組んできているが、再生利用が困難な木材には焼却施設にて単純焼却処理されているものがあり、その部分については資源やエネルギーとして有効活用できる可能性がある。とくに、単純焼却処理については、大気中に放出しているエネルギーを回収することにより、地球温暖化対策にも資することが可能と考えられる。

このため、重点的な取り組みとして、次の方策を講ずべきである。

- ①民間も含めた事業者は、再生利用が困難な木材の搬出先である焼却施設において、エネルギー回収を促すため、導入事例・効果の周知を図るべき。

(4) 工事前段階における発生抑制の検討促進

発生抑制に関する取り組みについては、これまでも各施策が推進されてきたが、今後は民間も含めた事業者による、「発生抑制」の取り組みを強化していく必要がある。特に、発生抑制に関しては、事業の計画・設計段階での対応が効果的であり、その徹底を図ることが今後重要である。

また、住宅・建築物や社会資本の老朽化に伴う解体工事や維持管理・更新型工事の増大による建設廃棄物の発生量増加の影響を小さくするため、工事前段階で発生抑制を十分に検討することも重要である。

このため、重点的な取り組みとして、次の方策を講ずべきである

- ①民間も含めた事業者は、個々の事業・工事における建設副産物の発生抑制を徹底するため、事業の計画・設計段階において実施可能な、建設副産物の発生抑制に資する対策を十分検討すべき。

(5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進

現場から搬出される建設廃棄物には、現場での十分な分別が行われず建設混合廃棄物として搬出されているものや、直接最終処分場に搬出されているものが一部見受けられる。

また、再資源化施設に搬出する場合においても、個々の施設毎の再資源化・縮減能力が十分でない施設に搬出されていることもあることから、民間も含めた事業者は、適正な施設へ搬出を図ることで、更なる再資源化・縮減を図る必要がある。

このため、重点的な取り組みとして、次の方策を講ずべきである。

- ①国は、建設混合廃棄物としての排出削減を促進するため、建設混合

廃棄物中の現場分別が可能な混入物の詳細調査・分析を踏まえ、建設業界に対して、分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての施設搬出の徹底を要請し、民間も含めた事業者は、取り組みを推進すべき。

②国は、建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の再資源化施設への搬出を促進するため、直接最終処分の内容の詳細調査・分析を踏まえ、建設業界に対して、再資源化施設への搬出徹底を要請し、民間も含めた事業者は、取り組みを推進すべき。

③民間も含めた事業者は、建設副産物の再資源化を推進するため、個々の再資源化施設における再資源化・縮減率を関係業界との連携の下で適切に把握し、建設混合廃棄物や建設汚泥の再資源化・縮減率が高い優良な再資源化施設への搬出を推進すべき。

(6) 建設工事における再生資材の利用促進

今後、社会資本の維持管理・更新時代が到来する中、建設副産物の発生量増加が想定されることから、民間も含めた事業者は、建設副産物由来の再生資材の更なる活用促進を図る取り組みを行っていくことが重要である。そのため、再生資材の利用状況に関する指標を導入し、モニタリングしていくことが必要であり、将来的には再生資材の利用に関する目標値（再生資材利用率など）の設定についても検討すべきである。

また、地域内での需給バランスが大幅に崩れる場合などについては、環境負荷の小さい輸送モードの積極的利用も図りつつ、コストや環境負荷に留意し、品目毎に適切な需給バランスを構築できるよう、建設リサイクルを推進していくことが必要である。

このため、重点的な取り組みとして、次の方策を講ずべきである。

①国は、建設副産物由来の再生資材の更なる利用促進を図るため、再生資材の利用状況に関する新たな指標（再生資材利用率など）を導

入するとともに、そのモニタリング結果に基づき利用が不十分な民間も含めた発注者や建設業者への利用徹底を個別要請し、利用への取り組みを推進すべき。

- ②国は、建設汚泥の現場内・工事間利用等を促進するため、これらの先進的な利用事例（自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など）を広く周知し関係者の理解促進・意識向上を図るべき。

（7）建設発生土の有効利用・適正処理の推進強化

建設発生土については、場外搬出量が土砂利用量を定常的に上回っており、その約半数は、建設工事のみでは有効利用できていない状況となっているため、更なる建設発生土有効利用策を講ずることが必要である。

そもそも建設発生土については、当該事業者がその発生抑制、再使用、適正処理に取り組むことが必要であるが、国としても事業者支援の観点から工事間有効利用の促進について取り組むことも必要である。

一方で、不適正な取扱いがなされている事例が一部で発生しており、その結果として、生活環境へ影響を及ぼした事案もみられたことから、より適正な取扱いを徹底するべきである。

このため、重点的な取り組みとして、次の方策を講ずべきである。

- ①国は、建設発生土の更なる有効利用を図るため、官民含めた建設発生土の発生・利用状況を把握するため、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化する仕組みを構築し、民間も含めた事業者がその仕組みに積極的に参画すべき。
- ②国は、建設発生土の不適切な取扱いを抑止するため、建設発生土物流監視システムを構築すべき。
- ③民間も含めた事業者は、建設発生土が受入地の選定及びその後の管理での不適切な取扱いによる土砂崩落などの公衆災害が生じないよ

うにすべき。

4 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき方策

前回、本小委員会でとりまとめた「建設リサイクル推進に係る方策」では、「建設リサイクル推進を支える横断的取り組み」と「建設リサイクル推進にあたっての個別課題に対する主要な取り組み」を体系整理している。

これを受けた国土交通省の「建設リサイクル推進計画2008」により、建設リサイクルに係る各種施策が総合的に実施された結果、建設副産物の再資源化・縮減率は着実に進展された。しかし、これらの取り組みの中には中長期的に推進していくべきものもあり、あわせて一部改善すべき点も見受けられたことから、今後、更なる建設リサイクルを推進していくため、中長期的な課題等を踏まえ、下記の取り組みについて引き続き実施していくことが重要である。

(1) 情報管理と物流管理

建設副産物の物流管理の重要性については、3Ⅱ(1)で記したが、そのほか、建設資材には様々な原材料が含まれており、それは資材製造者によっても異なる場合がある。再資源化に際しては、建設資材の特性や原材料の性状に応じたリサイクル技術を用いる必要があるため、建築物等の使用材料、資材製造者等に関する情報が重要となる。

このため、次の方策を講ずべきである。

- ①国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイクルが推進されるよう、建築物等の履歴情報（設計情報、材料、資材製造者名等）の整備を引き続き促進すべき。
- ②国は、関係者の協力を得ながら、建設副産物実態調査を定期的に実施し、建設リサイクルの取組状況の成果を公表すべき。

(2) 関係者の連携強化

建設リサイクルの取り組みについては、発注者、資材製造者、設計

者、施工者、廃棄物処理業者など関係者が非常に多岐にわたっており、さらに、他産業との間でも再資源化製品のやりとりがなされている。しかしながら、これまでこれらの関係者の中で情報交換や意思の疎通が十分に行われてきたとは必ずしも言い難い。よって、各事業者の役割分担を明確にし、連携を強化していくことが必要である。

また、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさを考慮した設計、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用への取り組みについては、まだ十分とは言えない。

このため、3Ⅱ(2)の方策のほか次の方策を講ずべきである。

- ①民間も含めた事業者は、資材製造者、施工者、再資源化業者の各々が有している現場分別や再資源化過程で考慮すべきノウハウを、相互活用できるよう、関係者間の連携強化を図るべき。
- ②民間も含めた事業者は、設計段階で、ライフサイクルコストに留意しつつ、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促進すべき。
- ③関係者は、建設リサイクルを円滑に進めるため各々の役割を相互理解しつつ、連携を強化し、制度等の周知や意見交換を密に行うとともに、優遇措置など各々のニーズを把握すべき。

(3) 理解と参画の推進

建設リサイクルの取り組みは、社会資本整備を通じて国民生活を支える一方で、不適切な取り組みは生活環境等に深刻な影響を与えることになる。このため、建設リサイクルの推進にあたっては、取り組み実態、取り組み状況の把握に努めるとともに、その成果等について広く国民にPR、公表を行い、建設リサイクルへの理解と参画を求めることが重要である。

特に、適切な分別解体等、再資源化及び適正処理を実施するためには、応分の費用負担が必要となる。これらについては必ずしも生産的

な内容でなく、一般市民を含む関係者の中には、なるべくコストをかけたくないとの考えから、処理内容等にこだわらないとする風潮が一部に認められる。

このため、3Ⅱ（3）の方策のほか次の方策を講ずべきである。

- ①民間事業者や一般市民を含めたすべての関係者は、再資源化や適正処理に必要な費用に対する理解を深め、適正に費用負担すべきであり、行政や関係者は、これに資する情報提供や啓発を徹底して実施すべき。
- ②関係者は、優れた建設リサイクルへの取組状況について引き続き広く周知等を実施すべき。
- ③関係者は、建設リサイクルに関する広報活動を継続的に実施すべき。
- ④関係者は、建設リサイクルに関する講習会や研修を継続的に実施すべき。

（4）建設リサイクル市場の育成

健全なりサイクル市場を育成していくため、建設リサイクル市場に参加する企業にはリサイクルに資する技術とともに、高い資質を有していることが求められる。

一方、リサイクル市場を構築するためには、建設副産物の発生量に見合った需要が確保される必要があり、特に運搬や保管に制約がある建設廃棄物については、需給動向に注意が必要である。

また、地域的な状況に目を向けると、大都市圏における再生クラッシュランの滞留懸念など、地域特有の建設リサイクルに関する課題も顕在化してきている。

このため、次の方策を講ずべきである。

- ①国は、解体工事における技術者の確保、現場作業員の育成およびコンプライアンスの遵守など、解体工事業の適正な施工体制の確保に努めるべき。

- ②国は、質の高い建設リサイクルを推進している企業の取り組みについて、情報を収集・発信すべき。
- ③公共工事の発注者は、総合評価落札方式や、V E方式等の入札契約方式を活用し、建設リサイクルの観点から設計の合理化や工法の改善を促進すべき。

(5) 技術開発等の推進

建設リサイクルの推進においては、以前にも増してリサイクルの質を向上させるための技術がより一層重要となっており、そのための評価方法も含めた技術開発が期待されるところである。

とくに、建設副産物が有する潜在的な資源価値を低コストで最大限再生利用するための技術開発や、それを誘導するための需要の拡大についても積極的に促進すべきである。

このため、次の方策を講ずべきである。

- ①行政は、CIM（コンストラクション・インフォメーション・モデリング）や LCA（ライフ・サイクル・アセスメント）等の近年開発されている新技術について、建設リサイクルの実務における活用を促進すべき。
- ②民間も含めた事業者は、建設副産物の潜在的な資源価値に着目しながら建設副産物のカスケード利用（資源をその質のレベルに応じて多段的に利用し、最大限の利用を図ること）を推進すべき。
- ③国は、建設リサイクル分野のNETISの活用による民間企業の技術開発の促進と開発された技術が広く活用されるための仕組みの検討・構築を行うべき。
- ④再資源化業者等の民間企業は、建設副産物の建設産業以外の需要拡大について引き続き取り組むべき。
- ⑤国は、建設副産物のリサイクル等に資する試験研究に対する支援を引き続き行うべき。

(6) 発生抑制

発生抑制の重要性については、3Ⅱ(4)でも記したが、そのほか、発生抑制のためには、長く使い続けることが重要な対策となることから、社会資本などの長寿命化に加え、建築物等の機能劣化に対応した既存ストックの有効活用を推進することが必要である。

このため、次の方策を講ずべきである。

- ①国は、各社会資本の長寿命化を図ることが結果として建設副産物の発生抑制にも通じることから、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進すべき。
- ②国は、引き続き住宅の長寿命化(200年住宅)を推進し、超長期住宅の普及を図るべき。
- ③行政は、既存建築物の物理的劣化や社会的な機能劣化に対処しつつ、民間等に率先して既存ストックの有効活用を図るべき。

(7) 現場分別

分別解体や現場分別については、関係者の意識の低さから取り組みが十分でない場合があり、その結果、非飛散性石綿含有建材やCCA(クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤)処理木材等、他の建設副産物の再資源化に支障をきたす建設資材の現場分別が徹底されていない場合がある。とくに、解体工事においては、使用されている建設資材の特性等を把握した上で、適切な手順により分別解体を行うことが必要である。

また、適正な分別解体の実施を確保するための対策を行うことも必要である。

このため、3Ⅱ(5)の方策のほか次の方策を講ずべきである。

- ①国は、解体工事現場での作業内容の透明性を確保し、施工の適正化を引き続き促進すべき。

- ②行政は、現場分別の実効性を向上させるため、現場作業員向けのわかりやすい現場分別マニュアルを普及・活用するとともに、施工者による、現場作業員の教育強化を図るべき。
- ③国は、小口化・多品目化された建設副産物を巡回し共同搬送を行う小口巡回共同回収システムを効果的に導入している先進事例を把握・周知することにより、関係者の導入意欲を促進すべき。
- ④行政は、引き続き適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等を充実させるべき。

(8) 再資源化・縮減

各品目の再資源化・縮減を促進していくためには、それぞれの課題を踏まえた対策を実施する必要がある。

建設混合廃棄物については、他の品目に比べて建設工事現場や中間処理・再資源化施設での分別等、リサイクルが技術面でも手間がかかることから、その一層の推進が必要である。

また、廃石膏ボードのリサイクルについても十分リサイクル体制が十分整っていないことから、引き続き取り組みを推進することが必要である。

以上を踏まえ、3Ⅱ(5)の方策のほか次の方策を講ずべきである。

- ①国は、建設混合廃棄物の排出削減や再資源化を推進するため、優遇措置についてのニーズを把握すべき。
- ②国は、廃石膏ボードの現場分別を徹底し再生利用の促進を図るため、関係者の協力を得ながら廃石膏ボードリサイクルを推進するための取り組みについて実施状況等を把握しつつ、引き続き促進すべき。

(9) 適正処理

不法投棄をはじめとする建設廃棄物の不適正処理を防ぐためには、

不適正処理が起こる要因を可能な限り排除していくことが必要である。

また、非飛散性石綿含有建材やC C A処理木材については、他の建設副産物の再資源化の支障とならないよう、適切な処理を行うことが必要である。

自然由来の重金属等を含む土砂等については、浄化等処理後の土砂の利用も含め、適正な取り扱いを事業者に促すようにしていくべきである。

このため、次の方策を講ずべきである。

- ①民間も含めた事業者は、建設工事における産業廃棄物の取扱いの透明性を確保するため、電子マニフェストの普及促進に努めるべき。
- ②行政は、建設業者による不法投棄、不適正処理を抑制するため、指導・監督を徹底すべき。
- ③行政は、非飛散性石綿含有建材やC C A処理木材の適正処理の周知・徹底を行うべき。
- ④国は、自然由来の重金属等を含む土砂等の取り扱いについて、現場で迅速・的確に判断するための評価手法について普及促進を図るとともに必要に応じて見直しを行うべき。

(10) 再使用・再生資材の利用

社会資本整備は、大量の資源投入を必要とするものであり、それに見合った再生資源の活用が期待される分野でもある。

産業廃棄物を原材料とする再生資材の利用促進にあたっては、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保や、廃棄時の再リサイクル性についての確認が重要である。また、仮に、再生資材が新材に比べて品質が劣っていても、利用用途に応じて活用が可能であれば、適材適所で利用を促進すべきである。

建設資材等の再使用については、理解促進を促し、利用促進を図る

ため、先進的な利用事例を周知するべきである。

コンクリート塊については、再資源化後の主たる利用用途である再生クラッシュランについて、特定の地域で需給バランスが崩れる可能性がある。また、再生骨材コンクリートの普及・促進を図るため、先進的な活用事例を周知すべきである。

建設発生土については、場外搬出量が土砂利用量の2倍程度あり、供給過多の状態にあることから、地域の実情に応じた中期的な需給バランスの改善を図るための取り組みが必要である。

一方で、これまで建設発生土の工事間利用を進めてきているが、工事間で工期や土質条件が合わないなどの理由から、搬入土砂利用量の3割強を新材に頼っている実態もある。

また、災害廃棄物由来の再生資材についても、利用を促進していくべきである。

このため、3Ⅱ（5）の方策のほか次の方策を講ずべきである。

- ①国は、建設資材等の再使用の実績や品質基準について検討し、可能な限り建設資材等の再使用を促進すべき。
- ②国は、他産業副産物についても、地域の実情に応じて、建設副産物由来の再生資材との利用バランスを確保しつつ、また有害物質の含有・溶出に関する品質・影響等も考慮しながら、グリーン調達に基づき、建設工事での有効利用を引き続き促進すべき。
- ③行政は、民間も含めた事業者による建設工事における再生骨材コンクリートの先進的な活用事例を収集・広く周知するなどにより、官民における積極的な活用を促進すべき。
- ④行政は、中期的な建設発生土の需給動向を地域レベルで把握し、それを適宜設計に織り込んで需給バランスの改善を図るべき。
- ⑤公共工事の発注者は、工事発注予定の事業箇所について、ストックヤードとして活用することを継続的に実施すべき。
- ⑥国は、港湾工事で発生する浚渫土砂の有効利用にあたっては、干潟

や浅場造成等の自然再生への活用を積極的に推進すべき。

- ⑦国は、災害廃棄物及び津波堆積物由来の再生資材について、建設廃棄物由来の再生資材との利用バランスを確保しつつ、建設工事において有効利用が図られるようにすべき。

おわりに

建設リサイクルの推進は、これまで国や地方公共団体、建設業界、産業廃棄物業界を中心に二十数年に渡って取り組まれており、他の個別リサイクル分野と比べても、建設リサイクルはトップレベルにまで到達しているといつて過言ではない。

今後は、この高い水準に達している再資源化・縮減率が将来的に確保できるかという観点での取り組みや、社会資本の本格的な維持管理・更新時代の到来などに伴う建設副産物の発生量増加など、建設リサイクルに関する様々な課題に対する取り組みが重要である。

今回本小委員会としてとりまとめた「建設リサイクルの推進に係る方策」では、建設リサイクル分野が、今後中期的に目指すべき方向性のほか、当面の課題、目指すべき目標設定のあり方、新たに取り組むべき重点方策、引き続き取り組むべき方策を記しており、国土交通省はもちろんのこと、建設リサイクルに携わる関係行政、関係団体、建設業界、産業廃棄物業界、民間発注機関や、国民一人一人が更なる建設リサイクルの推進に取り組まれる事を節に願っている。

また、建設リサイクルは各種の個別リサイクルの中でも相当レベルまで達していること、将来的には新たな局面を迎えることが見込まれることから、従来の方策の枠組みのみにとらわれず、新たなフレームのあり方についても議論を深めていくことを期待する。

(参考) 品目別の主な方策について (再掲)

○アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

①国は、建設副産物の再資源化・縮減率等の状況変化を早期に確認するため、従来の建設副産物実態調査に加えて、建設副産物情報交換システムの改善・データ登録・促進および再生資源利用計画書・実施書、マニフェスト届出情報を活用することにより、毎年の建設副産物物流のモニタリングを民間も含めた事業者と連携・協力して実施すべき。

(3Ⅱ(1)①の再掲)

②行政は、産業廃棄物処理業界等の関係者と連携し、一部の地域で滞留懸念がある再生クラッシュランについて、ストック状況を把握し、そのデータを基に必要に応じて利用徹底・拡大を推進すべき。(3Ⅱ(1)③の再掲)

③行政は、民間も含めた事業者による建設工事における再生骨材コンクリートの先進的な活用事例を収集・広く周知するなどにより、官民における積極的な活用を促進すべき。(4(10)③の再掲)

○建設発生木材

①国は、民間も含めた事業者による個々の建設工事における建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の搬出状況や直接最終処分へ搬出している要因を把握するため、建設副産物情報交換システムを改善し、モニタリングを民間も含めた事業者と連携・協力して実施すべき。(3Ⅱ(1)②の再掲)

②民間も含めた事業者は、再生利用が困難な木材を搬出している焼却施設において、エネルギー回収をさらに促すべき。(3Ⅱ(3)①の再掲)

- ③国は、建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の再資源化施設への搬出を促進するため、直接最終処分の内容の詳細調査・分析を踏まえ、建設業界に対して、再資源化施設への搬出徹底を要請し、民間も含めた事業者は、取り組みを推進すべき。（3Ⅱ（5）②の再掲）
- ④行政は、非飛散性石綿含有建材やC C A処理木材の適正処理の周知・徹底を行うべき。（4（9）③の再掲）

○建設汚泥

- ①国は、民間も含めた事業者による個々の建設工事における建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の搬出状況や直接最終処分へ搬出している要因を把握するため、建設副産物情報交換システムを改善し、モニタリングを民間も含めた事業者と連携・協力して実施すべき。（3Ⅱ（1）②の再掲）
- ②国は、建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の再資源化施設への搬出を促進するため、直接最終処分の内容の詳細調査・分析を踏まえ、建設業界に対して、再資源化施設への搬出徹底を要請し、民間も含めた事業者は、取り組みを推進すべき。（3Ⅱ（5）②の再掲）
- ③民間も含めた事業者は、建設副産物の再資源化を推進するため、個々の再資源化施設における再資源化・縮減率を関係業界との連携の下で適切に把握し、建設混合廃棄物や建設汚泥の再資源化・縮減率が高い優良な再資源化施設への搬出を推進すべき。（3Ⅱ（5）③の再掲）
- ④国は、建設汚泥の現場内・工事間利用を促進するため、これらの先進的な利用事例（自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など）を広く周知し関係者の理解促進・意識向上を図

るべき。(3Ⅱ(6)②の再掲)

○建設混合廃棄物

- ①国は、民間も含めた事業者による個々の建設工事における建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の搬出状況や直接最終処分へ搬出している要因を把握するため、建設副産物情報交換システムを改善し、モニタリングを民間も含めた事業者と連携・協力して実施すべき。(3Ⅱ(1)②の再掲)
- ②国は、建設混合廃棄物としての排出削減を促進するため、建設混合廃棄物中の現場分別が可能な混入物の詳細調査・分析を踏まえ、建設業界に対して、分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての施設搬出の徹底を要請し、民間も含めた事業者は、取り組みを推進すべき。(3Ⅱ(5)①の再掲)
- ③国は、建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の再資源化施設への搬出を促進するため、直接最終処分の内容の詳細調査・分析を踏まえ、建設業界に対して、再資源化施設への搬出徹底を要請し、民間も含めた事業者は、取り組みを推進すべき。(3Ⅱ(5)②の再掲)
- ④民間も含めた事業者は、建設副産物の再資源化を推進するため、個々の再資源化施設における再資源化・縮減率を関係業界との連携の下で適切に把握し、建設混合廃棄物や建設汚泥の再資源化・縮減率が高い優良な再資源化施設への搬出を推進すべき。(3Ⅱ(5)③の再掲)
- ⑤国は、廃石膏ボードの現場分別を徹底し再生利用の促進を図るため、関係者の協力を得ながら廃石膏ボードリサイクルを推進するための取り組みについて実施状況等を把握しつつ、引き続き促進すべき。
(4(8)②の再掲)

○建設発生土

①国は、建設発生土の更なる有効利用を図るため、官民含めた建設発生土の発生・利用状況を把握するため、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化する仕組みを構築し、民間も含めた事業者がその仕組みに積極的に参画すべき。

(3Ⅱ(7)①の再掲)

②国は、建設発生土の不適切な取扱いを抑止するため、建設発生土物流監視システムを構築すべき。(3Ⅱ(7)②の再掲)

③民間も含めた事業者は、建設発生土が受入地の選定及びその後の管理での不適切な取扱いによる土砂崩落などの公衆災害を抑止するための対策を検討すべき。(3Ⅱ(7)③の再掲)

④国は、自然由来の重金属等を含む土砂等の取り扱いについて、現場で迅速・的確に判断するための評価手法について普及促進を図るとともに必要に応じて見直しを行うべき。

(4(9)④の再掲)

⑤行政は、中期的な建設発生土の需給動向を地域レベルで把握し、それを適宜設計に織り込んで需給バランスの改善を図るべき。(4(10)④の再掲)

⑥公共工事の発注者は、工事発注予定の事業箇所について、ストックヤードとして活用することを継続的に実施すべき。

(4(10)⑤の再掲)

⑦国は、港湾工事で発生する浚渫土砂の有効利用にあたっては、干潟や浅場造成等の自然再生への活用を積極的に推進すべき。

(4(10)⑥の再掲)